

# 令和4年第4回笠松町議会定例会会議録（第1号）

令和4年12月6日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

## 応招議員

議 長	5番	川 島 功 士
副 議 長	8番	岡 田 文 雄
議 員	1番	間 宮 寿 和
〃	2番	關 谷 樹 弘
〃	3番	高 橋 伸 治
〃	4番	尾 関 俊 治
〃	6番	田 島 清 美
〃	7番	伏 屋 隆 男
〃	9番	安 田 敏 雄
〃	10番	長 野 恒 美

## 不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

## 出席議員

応招議員に同じ

## 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	平 岩 敬 康
建設部長兼水道部長	田 島 茂 樹

教育文化部長	足立篤隆
会計管理者兼 会計課長	田中幸治
総務課長	伊藤博臣
企画課長	山内明
郡教委社会教育課長	堀内潤一

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	佐々木正道
書記	笠原誠

1. 議事日程（第1号）

令和4年12月6日（火曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 第63号議案 笠松町個人情報保護法施行条例について
- 日程第5 第64号議案 笠松町個人情報保護審査会条例について
- 日程第6 第65号議案 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第7 第66号議案 笠松町公共施設巡回町民バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 第67号議案 笠松町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第9 第68号議案 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 第69号議案 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 第70号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 第71号議案 笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 第72号議案 令和4年度笠松町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第14 第73号議案 令和4年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 第74号議案 令和4年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第16 第75号議案 令和4年度笠松町下水道事業会計補正予算（第3号）について

開会 午前10時00分

○議長（川島功士君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、令和4年第4回笠松町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（川島功士君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

3番 高橋伸治議員

6番 田島清美議員

---

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（川島功士君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの11日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は11日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告について

○議長（川島功士君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告をいたさせます。

○議会事務局長（佐々木正道君） 監査委員より、令和4年度10月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

○議長（川島功士君） 以上、御了承願います。

---

#### 日程第4 第63号議案から日程第16 第75号議案までについて

○議長（川島功士君） 日程第4、第63号議案から日程第16、第75号議案までの13議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提案の順序に従い、順次説明を願います。

町長。

○町長（古田聖人君） 本日提出させていただきました案件は、笠松町個人情報保護法施行条例ほか8件の条例案件9件、令和4年度笠松町一般会計補正予算ほか3件の補正予算4件、以上

13件であります。

案件につきましては、副町長より詳細説明いたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川島功士君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） それでは、順次御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。まず1ページをお開きいただきたいと思います。

第63号議案 笠松町個人情報保護法施行条例についてであります。

あわせて、議案資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

国や地方のデジタル業務改革の推進に伴い、個人情報保護とデータ流通の両立、強化等を図ることを目的とするデジタル社会形成を図るための関係法律の整備に関する法律、この成立によりまして、個人情報の保護に関する法律等について改正が行われました。

これに伴いまして、従来、個人情報を扱う主体により、別々に規定されておりました行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、そして個人情報保護法、この3つの法律が一本化され、令和5年4月1日からは、改正後の個人情報保護法による規定が全国共通ルールとして笠松町にも適用されることとなります。令和5年4月1日から改正法の規定が地方公共団体に直接適用されることから、現行条例であります笠松町個人情報保護条例、これを令和5年3月31日をもって廃止し、改正法で委任された事項等を定める条例を今回制定するものであります。

資料の2ページにございますように、第1条は、趣旨として法の施行に関し、必要な事項を定めるといふ条例の趣旨を規定いたします。第2条は定義で、条例における用語の定義を規定いたします。町の機関の定義として、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会とするものであります。

なお、議会は除くとしていますが、これは国会や裁判所が個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないことの整合性を図るため、町の機関から基本的に除外するものであります。

第3条は、開示決定等の期限に関する特例でございます。

改正法では、開示請求に対する決定期限が30日以内とありますが、町民の利便性の観点から、現在の笠松町個人情報保護条例で開示決定期限である15日に合わせます。また、著しく大量であるため、事務の執行に著しい支障のおそれがある場合は、30日以内に決定することとします。

第4条は開示請求に係る手数料についてでございますが、現在の笠松町個人情報保護条例と同じ無料といたします。ただし、写しに要する費用は徴収いたします。

それから、第5条は個人情報保護審査会への諮問でございますが、専門的な知見に基づき意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができることといたします。なお、審査会及び審議会の目的・機能を整理し、これらを統合した審査会を設置し、条例

を制定いたします。次の議案で御説明申し上げます。

施行期日は、令和5年4月1日です。

また、資料の2ページから4ページにかけて旧条例と改正法の主な相違点を列記しておりますので、後ほどゆっくりお目通しください。

続きまして、4ページの第64号議案 笠松町個人情報保護審査会条例についてであります。

改正後の個人情報保護法において、開示決定等、または開示請求等に係る審査請求について調査審議、または個人情報の適切な取扱いを確保するための専門的な知見等を諮問する機関の設置の規定があります。これらの機関は、従来から町においても笠松町個人情報保護条例に位置づけて設置されており、今後も開示決定等、または開示請求等に係る審査請求についての調査審議については、法に基づいて審査会に諮問することとします。

なお、個人情報の取得、利用、提供等における諮問については、今までは審議会に諮問しておりましたが、今後は法において全国的な共通ルールに基づいて運用し、専門的な知見を有する必要がある場合について諮問することとします。これらの審査会と審議会の目的機能を整理し、統合した審査会の設置に係る条例を制定するものであります。

第1条は趣旨で、審査会に必要な事項を定めるという条例の趣旨を規定しております。第2条、設置として審査会における事務の役割について規定。次の5ページで、第3条、組織で、委員の人数について規定をしております。第4条は、委員に任命するための要件を規定いたします。第5条は、委員会の代表についてを規定いたします。

第3章は、6条から第10条にわたって審査会の調査審議の手続について規定をしております。第1節は開示決定等に係る審査請求について調査審議の手続として、第6条で用語の定義を規定し、第7条で審査会の調査権限としての調査に必要と新たに認めるとき、保有個人情報等の提示を求めることができる旨、そして、第8条で委員による調査手続として、第7条で求めた保有個人情報を指名する委員1人に閲覧させることができること。そして、第9条で審査請求における調査審議については、行政不服審査法を準用する旨を規定いたしております。

第2節では、個人情報の取扱いについての調査審議の手続として、第10条で必要があると認めるときは、町の機関等に協力を求めることができる旨を規定いたします。

第4章は雑則で、11条で審査請求に係る調査審議手続を非公開とする旨を規定し、第12条で条例で定めるほか、必要事項は規則で定める旨を規定いたします。

施行期日は、令和5年4月1日であります。

なお、附則の第2条にありますが、現在の審査会員は新審査会の委員に委嘱された者とみなします。また、附則の第3条で資料の5ページにありますように、笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例を一部改正するものであります。

次に、議案の8ページでございますが、第65号議案 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整

備に関する条例についてであります。

議案資料の6ページから10ページにわたっていますが、当町では、督促状1通につき100円を徴収する旨を条例で定めていますが、令和5年4月から全国一斉に固定資産税と軽自動車税種別割のQRコードによる収納、一括伝送方式というんですが、これが開始されること。また、一部の金融機関での納期限後の督促手数料及び延滞金確認事務の廃止に伴い、納付書の額面どおりの収納となるため、督促状発送後において使用する納付書により、督促手数料を徴収する人としがない人が存在することとなり公平な徴収が困難であること。また、今後の町税等の納付環境の変化への対応及び事務の効率化等の観点から、督促手数料を廃止するものであります。

対象科目は督促手数料を徴収している科目全てで、資料の6ページから10ページの新旧対照表に掲載しております。後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

施行期日は、令和5年4月1日であります。

議案書の10ページでございますが、第66号議案 笠松町公共施設巡回町民バス設置条例の一部を改正する条例についてであります。

制定の理由でございますが、資料の11ページの2のほうを御覧いただきたいと思っております。

まずその資料の上の部分ですが、障害手帳をお持ちの方への施策を充実させるため、身体障害者3級と知的障害中度B1へ対象を拡充並びに新たに精神障害1級、2級の手帳をお持ちの方や、さらに同乗する介護者1人に対する免除制度を拡充いたします。

また、笠松町巡回町民バスの新規利用者の獲得及び利用者の利便性向上のため定期券を導入することとし、所要の改正を行うものであります。

定期券につきましては、そこに書いてございますように、区分として一般、通学、高齢者、ここでは65歳以上といたしますが、3つの区分を導入いたします。期間は1か月、3か月、6か月の3種類であります。最大で55%の割引となりましてお得な設定をしております。

施行期日は、公布の日から施行しまして、令和5年4月1日以後の利用に係る使用料から適用いたします。

それから、資料の網かけの部分でございますように、これ、以前、議員さん有志から提案がございましたが、75歳以上の方の無料乗車期間を期間限定で実施したいと思っております。1月から3月を予定しております。

以上が66号議案でございます。

次、12ページの第67号議案 笠松町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

地方公務員法等の一部改正を踏まえ、国家公務員に準じて職員の定年を引き上げる等のため、笠松町職員の定年等に関する条例のほか10条例について所要の改正を行うものでございます。

まず改正条例の第1条関係ですが、資料の12ページをお開きいただきたいと思っております。

笠松町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。まず職員の定年引上げであります。職員の定年を「年齢60年」から「年齢65年」に引き上げるもので、この定年の引上げは令和5年4月1日以降、2年に1歳ずつ段階的に行うもので、結果的に定年退職者が2年に1度しか生じないこととなります。

続きまして、資料の13ページですが、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制の導入を行います。

管理監督職の職員、笠松町では主幹以上ですが、一定の年齢に達した者、原則60歳であります。この者を他の職に降任等をさせることとする管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴い、そこにございますように、ア、イ、ウに掲げる事項を定めるものであります。管理監督職は管理職手当が支給されている職、それから管理監督職勤務上限年齢は年齢60年、それから、管理監督職勤務上限年齢に達した後も、引き続き管理監督職に任用ができる特例について要件を定めるものであります。詳しくは議案の15ページから16ページにありますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

それから、資料の14ページですが、定年前再任用短時間勤務職員の採用を規定いたします。

定年年齢の引上げにより65歳までフルタイムで勤務することを原則とする中で、年齢60年に達した日以後に退職した職員を、健康上や人生設計上の理由等による多様な働き方を可能とするニーズに対応するため、短時間勤務の職に採用することができることとするもので、任期は引上げ後の定年年齢の年度末までであります。

なお、この定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間、給与の仕組み等は、現在の再任用短時間勤務職員と同様となります。

それから、情報提供及び意思確認。これは当分の間、職員が年齢60年に達する日の属する年度の前年度に当該職員に対し、年齢60年以後に採用される任用及び給与に関する措置の内容、その他の必要な事項を提供するとともに、年齢60年以後の勤務の意思を確認するよう努めることとするものであります。

それから、暫定再任用の採用。これは現行の再任用制度は廃止となりますが、定年の段階的引上げ期間中、つまり令和13年度末の定年年齢の段階的年齢の引上げ完了時までは、現行の再任用制度と同様に定年退職者等が1年を超えない範囲で任期を定め、常時勤務を要する職、または短時間勤務の職に採用することができることとするものであります。

それから、資料の15ページは、笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

特定日後の職員の給料月額の特例でありまして、当分の間、職員の給料月額は、職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額に7割を乗じて得た額とするものであります。網かけの濃い部分はその部分でございます。

それから、管理監督勤務上限年齢により降任等された職員の給料の特例として、その網かけの薄いところですが、管理監督勤務上限年齢制により降任等された職員であって、引き続き給料表の適用を受ける職員については、当分の間、給料月額の前降任等する前の給料月額に7割を乗じて得た額と、降任等した後の給料月額に7割を乗じて得た額との差額に相当する額を給料として支給することとするものであります。

改正条例の3条から11条は、定年の引上げや、それに伴い給与が改正されたことに伴い、規定をし直す条例であります。引用条項の規定等を整備するものでありますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

施行期日は、令和5年4月1日であります。

議案の34ページをお開きください。

第68号議案 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらは令和4年の人事院勧告に基づく一般職の給与改定の内容等を考慮し、議会議員の期末手当の支給に関し、所要の規定整備を行うものであります。

議案資料の41ページをお開きください。

改正条例の第1条関係ですが、期末手当の支給割合の改正を行うもので、まず令和4年12月1日適用のものであります。期末手当の12月分を「100分の215」から「100分の225」、100分の10増額改定するものであります。

議案資料の42ページは、令和5年4月1日適用でありまして、改正条例の2条関係でございます。期末手当の6月と12月の支給割合を均等にする改正を行うものであります。

施行期日は公布の日で、第2条の規定は、令和5年4月1日適用であります。

続きまして36ページ、第69号議案ですが、笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらは前の議案と同様に、令和4年の人事院勧告に基づく一般職の給与改定の内容等を考慮し、所要の規定整備を行うものであります。説明は省略させていただきます。

続きまして、議案の37ページをお開きください。

第70号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

令和4年の人事院勧告に基づく一般職の給与改定等に伴い、所要の規定整備を行うものであります。

議案資料の47ページの給与改定の概要をお開きいただきたいと思います。

改正条例の第1条関係で、まず令和4年4月1日遡及適用の分でございます。

給料表を増額改定するもので、行政職給料表改定率は0.2%、医療職の給料表改定率は0.22%であります。1級、2級のみ改定でございます。



それから、資料の48ページですが、勤勉手当の12月期の支給割合を0.95から1.05月、0.1か月分を増額する改正を行うものであります。

そして、資料の49ページですが、改正条例の2条関係ですが、こちらも先ほどの議案と同じように、勤勉手当の6月と12月の支給割合を均等にする改正でございます。

施行期日は、第1条関係は公布の日、第2条関係は令和5年4月1日であります。

議案の49ページをお開きください。

第71号議案 笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

令和4年の人事院勧告に基づく一般職の給与改定等に伴い給料表の改正を行うもので、議案資料の55、56ページにありますように総額改定を行います。改定率は0.76%で、1級の給料表の改定率は1.22%、2級は0.44%となります。

施行期日は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものであります。

条例のほうは以上でございまして、続きまして、55ページの第72号議案 令和4年度笠松町一般会計補正予算（第4号）についての御説明をいたします。

55ページにございますように、今回は2億1,108万2,000円の増額補正をさせていただきます。

まず初めに、先ほど御説明いたしました、令和4年の人事院勧告に基づく給与改定に伴う人件費等の増額補正であります。給与改定等の内容については、条例改正の議案において御説明しましたように、議会議員及び特別職に係る12月の期末手当の支給率を引き上げることに伴う増額と、一般職においては、給与改定及び職員手当の支給状況の異動に伴う所要の補正を行うものであり、今回の一般会計に係る人件費は、全体で662万円の増額補正でございます。

なお、特別会計、企業会計を含めた全体では691万4,000円の増額となっております。

順次そのほかの補正内容について御説明いたします。

62ページの歳出のほうから御説明いたします。

まず第2款 総務費、第1項 総務管理費、第6目 防災対策費で、県防災ヘリコプター連絡協議会より負担金の金額が変更される通知がございましたので、県防災ヘリコプター連絡協議会負担金を3,000円増額補正しております。こちら、人口割と均等割がございまして、今回、人口割のほうで自治体間で人口の増減があったということで、結果として笠松町の人口割が3,000円増額されたため補正をさせていただきます。

それから、63ページの2項 企画費、第1目 企画総務費でございますが、別に競馬関係の資料がお配りしてあると思いますが、カラーのものですね。こちらはかさまつ応援寄附金を活用したまりづくり事業、笠松競馬場女性雇用促進プロジェクト、これを進めることによる所要の補正を合計で2,155万3,000円補正させていただきます。

こちらは表の、小さい字で読みにくいんですが、笠松競馬場を中心に女性が働きやすく、子

育てがしやすい環境づくりと、生き生きと活躍できる職場づくりを競馬界や関連団体である岐阜県や岐南町と連携して進めていく事業で、具体的には笠松競馬場女性雇用促進施設、もうちょっと具体的に申し上げますと、女性専用のトイレとかシャワー、キッチン等の設備を備えた休養施設であるユニットハウスを建設するため、設計監理及び建築申請委託料を160万計上しております。また、その工事請負費として1,995万3,000円を計上しております。

財源は、通常のかさまつ応援寄附金とは別枠で個人や企業に募る寄附金で全額対応させていただき予定でございます。競馬場所在の笠松町が寄附金の受皿となって行う事業で、通常のお礼等の対応は致さない事業でございます。

以上が競馬場関係の事業でございます。

それから、その下に防災行政無線、同報系でございますが、この親卓の更新工事の完了が12月から3月中旬に工期が延長されましたため、現行のメール配信サービスの運用期間を延長することによる緊急情報伝達システムA S P使用料の増額を33万円行わせていただきました。工事のほうは半導体不足で延長されておまして、これに伴う補正でございます。

それから、5目 マイナポイント推進事業費でございますが、こちらはマイナポイント付与対象となるマイナンバーカードの作成申請期限が令和4年12月末まで延長されたことに伴い、ポイント申込支援窓口の開設期間を延長することによる委託料を48万7,000円増額させていただきました。財源は全て国庫補助金であります。

それから、4項 戸籍住民基本台帳費、1目 戸籍住民基本台帳費でございますが、こちらもマイナポイントの関係でございまして、マイナポイント付与対象となるマイナンバーカードの作成申請期限が令和4年12月末まで延長された影響等により、マイナンバーカード申請件数が増加したことに伴い、諸経費として需用費とか役務費、合計で36万2,000円増額補正させていただきました。こちらも財源は全て国の補助金であります。

それから、64ページの第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費ですが、こちらは国民健康保険特別会計と介護保険特別会計の人件費の増額補正等に伴い、一般会計からの繰出金を増額する補正でございます。

それから、3目 老人福祉費ですが、こちらは養護老人ホームの入所措置者の増による負担金の増額を125万3,000円増額するものであります。ジョイフル羽島と岐阜老人ホームへのものでございます。

それから、4目 障害福祉費で3つの節の補正をしております。

まず手数料の改正ですが、障害給付費等請求事務支払い点検件数の増により、手数料を増額しております。それから、自立支援システム改修項目の追加により委託料を5万円補正しております。

それから、扶助費の補正を合計で1億5,043万強補正しておりますが、まず508万6,000円は

地域生活支援事業の利用人数及び時間の増加により補正をするものであります。また、障害福祉サービスの利用者人数の増加により、介護給付費、訓練等給付費、それから補装具等の補正を行っております。財源は2分の1が国庫負担金で4分の1が県負担金でございます。

それから、5目 福祉医療費ですが、重度心身障がい者及び母子家庭等医療費の増加による手数料及び扶助費の増額を合計で1,237万3,000円補正しております。

それから、6目 福祉会館費ですが、こちらは会計年度任用職員の入院に伴いまして、現在11月から12月まで平日昼間の施設管理補助業務をシルバー人材センターへ依頼しておりますが、その方の復帰が3月の見込みであるため、手数料を38万7,000円増額するものでございます。

それから、65ページですが、第2項 児童福祉費、第1目 児童措置費ですが、保育人材の確保を図るため、保育士を志す学生を保育補助者として雇い上げることに對する県の制度がございまして、笠松保育園がこの事業を行うこととありますので、この補助金を43万7,000円計上させていただきました。財源は8分の7が県の補助金であります。

それから、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 予防費でございますが、こちらは休日・時間外に集団接種会場で従事した医師、看護師等に対し、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種医療従事者確保事業補助金の制度において、集団接種が令和5年3月実施分まで補助期間が延長になったことにより、この新型コロナウイルス感染症ワクチン接種医療従事者確保事業委託料を248万4,000円増額補正させていただくものであります。財源は全て県の補助金であります。

第5款 農林水産業費、第1項 農業費、第4目 農地費ですが、これは国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策により、県は湛水防除事業の早期効果の実現を図るため、令和5年度に事業実施を予定していた工事の一部を前倒しすることとしたこと等により、かんがい排水負担金を90万円計上させていただきました。事業名は県営湛水防除事業「逆川3期地区」でございまして、前倒しする金額は6,000万円でございますが、負担割合が国が55%、県が35%、市町村が10%で、その10%のうち15%を笠松町が負担するというので90万円を計上させていただきました。

それから、6款 商工費、第1項 商工費、第2目 商工業振興費でございますが、66ページです。

こちらは新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、まん延防止重点措置等に基づく時短営業等に応じて、全面的に協力する事業者に対して支給する協力金の第9弾及び第10弾の費用負担を合計で320万4,000円計上させていただきました。町の負担率は5%であります。

なお、第9弾は令和4年1月21日から3月6日の45日間、事業者数は32件であります。それから、第10弾は3月7日から3月21日の15日間で、31件の事業者数でございました。

第7款 土木費、第2項 道路橋梁費、第1目 道路維持費でございますが、こちらは単に

道路修繕箇所が見込みを上回るにより、110万円を今回増額補正させていただきました。

2目 道路新設改良費ですが、こちらは米野52号線、いわゆるいざり坂の関係でございますが、この堤防坂路改良の詳細設計を実施するため、委託料を478万円計上させていただきました。御覧になった方もあるかと思いますが、坂路の途中にあった廃屋は、ほぼ撤去の状態でございます。

それから、もう一つの工事請負費の129万3,000円でございますが、こちらは寄附により取得した道路用地について拡幅工事を実施するため、工事請負費を129万3,000円計上させていただきました。場所は田代20号線で第3水源地の東の分譲地でございます。

それから、67ページの第8款 消防費、第1項 消防費の第1目 非常備消防費と、それから2目 消防施設費に補正がございます。消防団員が活動中に消防車両をコミュニティ消防センター雨どいに接触させる事故が起きました。それで修繕する必要があるため、車両の修繕料を26万4,000円、それから施設の雨どいの修繕ということで22万8,000円計上させていただきました。全て保険で対応予定でございます。

それから、財源内訳補正をそこで行っております。100万円の財源内訳補正を行っておりますが、これは第1分団消防ホース乾燥塔更新に係る事業をやっておりますが、こちらは事業費が230万円強でございましたが、2分の1の補助がございましたので、財源内訳補正を100万円行っております。

それから、第9款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校管理費でございますが、まず1つは、笠松小学校の講堂ステージの両袖幕の破損が著しく、卒業式前までに緊急に修繕を行いたいということで11万2,000円計上しております。

それからもう一つ、備品購入の補正がございますが、こちらは令和5年度に松枝小学校特別支援学級、現在3学級ございますが、これが1学級増級されることに伴い、必要な備品を整備するため備品購入費を121万3,000円増額補正しております。テレビとかプロジェクター、教師用・児童用端末、あるいは児童用机、椅子、校務用パソコン等の購入費でございます。

それから、同じく教育費のほうで小学校費の2目 教育振興費、68ページですが、中学校費のほうも同じような補正がございますが、こちらは学校における感染症対策及び子供たちの学習保障を支援するに当たり、必要な経費を小学校で合計63万2,000円、中学校で14万1,000円計上しております。

こちらは非接触型の体温計とか消毒液等の消耗品、それから空気清浄ファンヒーター、デジタル教材等の備品が小学校で計上、中学校のほうは非接触型体温計とか、アルコールディスペンサーとか、消毒液等の消耗品を計上しております。2分の1が国の補助金でございます。

それから69ページでございますが、第10款 公債費、第1項 公債費、第1目 元金、それから第2目 利子でございますが、これは毎年行っておりますが、長期貸付の利率見直しによ

り、償還金利子及び割引料を元金のほうでは29万6,000円増額、反対に利子のほうは、この利子の見直し及び令和3年度の貸付利率が確定したことによりまして、償還金利子及び割引料を136万3,000円減額しております。

以上でございまして、歳入についてはおおむね歳出で御説明いたしましたので、歳出で触れていないものについてのみ御説明いたします。

まず62ページの第18款 繰入金でございますが、今回の補正に伴い、不足する財源に財政調整基金繰入れを行うため7,531万円増額補正しております。

それから、59ページの第2表の繰越明許費補正でございますが、先ほど御提案しました総務費の企画費のまちづくり事業の2,155万3,000円でございますが、女性雇用促進建設工事等の関係でございますが、場所が調整地域でありまして、建築確認等の手続に時間を要することが想定されますので、繰越明許の設定をさせていただきました。

同じように土木費の道路拡幅要綱に基づく事業も繰越明許。また、最後に提案しました、いわゆるいざり坂の関係の設計業務委託料も繰越明許の設定をさせていただきます。

以上が第72号議案の補正でございます。

70ページの第73号議案 令和4年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

補正額は11万8,000円であります。

72ページにございますように、給与改定に伴う人件費の増額でございまして、その財源は一般会計繰入金で充てる補正でございます。

続きまして、73ページの第74号議案 令和4年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

補正額は29万7,000円であります。

75ページにございますように、こちらも一般会計及び会計年度任用職員の給与改定並びに産休代替職員として会計年度任用職員の新規採用により、人件費を29万7,000円増額する補正でございます。財源については一般会計の繰入金を充てる補正となっております。

最後になりますが、76ページの第75号議案 令和4年度笠松町下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

資本的収入補正額は380万円、資本的支出補正額は400万円であります。

内容としましては、78ページに建設改良費の工事請負費として補正をしておりますが、北及地区の松枝処理分区（62工区）の管渠埋設工事において道路を試掘したところ、想定より地下水が高かったため、工法の変更に伴い工事請負費を増額するものでございます。財源は起債借入れで対応する予定でございます。

以上が補正内容でございます。よろしく審議賜われますようお願いいたします。

○議長（川島功士君） お諮りいたします。明12月7日から12月12日までの6日間は、議案精読のため休会とし、12月13日午前10時から本会議を再開いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よつて、明12月7日から12月12日までの6日間は休会とすることに決しました。

---

#### 散会の宣告

○議長（川島功士君） 以上をもつて本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時50分